

○財務省告示第三十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年一月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第九
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項、第四十七条第一項及

三 振替法の適 び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の 各申込みのうち応募利回りの低
イ 方法 利回り競

| 七 | | | | | | | 六 | | | | | | |
|---------------|------------------|-----|--------|--------|----------------------|----------------|-----------|------------------|----------------|-----------|-----------|---------------|---------------|
| 口 | イ | 払 | 口 | イ | 口 | 口 | イ | 口 | イ | 口 | 口 | イ | 口 |
| 国債市場 | 行争利回り競争札発 | 込金額 | 行争非入札発 | 者・第II | 特別参加 | 国債市場 | 行争利回り競争札発 | 行争非入札発 | 者・第II | 特別参加 | 国債市場 | 行争利回り競争札発 | 行争非入札発 |
| 八十七億九千七百三十六万円 | 円四千二百二十五億二千七百五十万 | | で百四億円 | た利付国債に | 条第一項の規定に基づき発行した利付国債に | 特別会計に関する法律第四十七 | 額面金額で千二百 | の規定に基づき発行した利付国債に | 十万円、同法第四十七條第一項 | 額面金額で千三百三 | 発行した利付国債に | うち特別会計に関する法律第 | 込み応募額を割り当てて各申 |

| | | | | | | | |
|---|--|---------------------------|--|---|----------------------|-----------------------------|---------------|
| 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 |
| 後第二期 の利子以 | 初期利子 | の経過 払込み | 利率 | 発行 行日 | 発行 行日 | 振替 単位 | 最低 額面 金 |
| を毎年三 月二十日 及び九月 二十日 | 平成二十 九年三月 二十日 | た金額を 支払う。 | 期とし、 次の算式 により算 出し | 募入決定 の通知を 受けた者 は、 | 十九銭・ 四パーセ ント | 額の記載 又は記録 は、最低 額面金 | 五万円 |
| 額面金額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$ | 額面金額の総額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{128}{365}$ | 規定する 期日につ いて同じ 。 | は、その翌 営業日に 支払う（ 以下、次 号及び第 十六号に おいて | り算出した 金額を第 二の算式 により規 定する期 日に払い 込むもの とする。 | 平成一十 九年一月 二十六日 | 振替法の 規定によ る振替口 座簿 | |

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 利 て
成 務 本 面 成 子 、
二 大 銀 金 六 を そ
十 臣 行 額 十 支 の
九 か 百 八 払 日
年 通 円 年 払 以
一 知 につ 三 前
月 受 つき 月 六
二 け 百 二 月 月
十 け 円 十 間 間
六 け 百 日 間 に
日 者 円 属 属
す 者 属 する
る